

兵庫ゆずりあい駐車場制度

令和6年6月1日から、妊産婦（多胎児）の方が利用できる期間を延長します！

これまで(令和6年5月31日まで)

出産予定日から起算して1年間



これから(令和6年6月1日から)

多胎児(双子、三つ子など)の場合は、出産予定日から起算して3年間

※産後は乳幼児同乗の場合に限る



6月1日より前に利用証の交付を受けている方へ

既に交付済みの利用証についても、3歳未満の多胎児がいる場合は有効期間を産後3年間まで延長できます。

有効期限の延長手続きは、有効期限の前月から可能です。

※既に有効期限が切れている方も、再度申請（新規申請）することで出産後3年間の対象となります。

【手続きに必要なもの】

- ① 交付申請書
- ② 母子健康手帳（多胎児の各々の手帳）
- ③ 利用証（お持ちの方）
- ④ 本人確認書類（代理申請の場合）

【お問い合わせ先】

兵庫県 福祉部 ユニバーサル推進課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

電話 078-362-4379 / FAX 078-362-9040

E-mail universal@pref.hyogo.lg.jp

HP <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/tyuusyajyou.html>



兵庫ゆずりあい 検索